

## 改正災害救助法に基づく救助実施市の指定について

千葉市は、災害救助のさらなる円滑かつ迅速な実施を図るため、災害救助法に基づく救助実施市の指定申請を行い、本日、4月3日付けで内閣総理大臣から救助実施市の指定を受けましたので、お知らせします。

### 1 背景

災害救助法の一部改正が平成30年6月8日に成立し（平成31年4月1日施行）、これまで都道府県が行っていた被災者の救助について、救助実施市に指定された政令指定都市が自らの事務として行うことを可能にする制度が創設されました。

本市は、この制度の趣旨である被災者の救助を迅速かつ円滑に行うことができるよう、令和5年4月からの救助実施市指定を目指し、所要の準備を進めてきました。

### 2 救助実施市の指定日および効力発生日

令和5年4月3日（月）

### 3 指定による効果

これまで千葉県が実施していた災害救助法に基づく応急救助について、救助実施市に指定されたことにより、本市の権限において、より円滑かつ迅速に救助を実施できるようになります。

#### <参考>

##### 災害救助法に基づく応急救助について

災害救助法が適用された場合、一般的に、法による救助は都道府県が実施し、市町村はこれを補助することとなりますが、救助実施市は自らの権限として、避難所の設置、応急仮設住宅の供与等の応急救助を主体的に実施します。

##### 救助実施市指定状況

仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、熊本市、北九州市、福岡市、名古屋市、さいたま市、京都市